

第25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）

非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備）の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準													
設置場所等	目視により確認する。	<p>a 点検に便利で、かつ、火災等の災害による被害を受けるおそれの少ない箇所に設けられていること。</p> <p>b 設置場所に対応して配電盤等の種別が、次のとおりとなっていること。</p> <table border="1" data-bbox="1104 411 1939 898"> <thead> <tr> <th data-bbox="1104 411 1805 454">設置位置</th> <th data-bbox="1805 411 1939 454">配電盤等の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1104 454 1805 555">不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）</td> <td data-bbox="1805 454 1939 555">一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 555 1805 707">屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）</td> <td data-bbox="1805 555 1939 707">一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 707 1805 836">不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室</td> <td data-bbox="1805 707 1939 836">一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 836 1805 898">耐火性能を有するパイプシャフト</td> <td data-bbox="1805 836 1939 898">一種耐熱形配電盤等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 898 1805 944">上記以外の場所</td> <td data-bbox="1805 898 1939 944">一種耐熱形配電盤等</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考1 一種耐熱形配電盤等とは、1種配電盤又は1種分電盤をいう。 2 二種耐熱形配電盤等とは、2種配電盤又は2種分電盤をいう。 3 一般形配電盤等とは、一般形配電盤又は一般形分電盤をいう。</p>	設置位置	配電盤等の種別	不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等	屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等	不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等	耐火性能を有するパイプシャフト	一種耐熱形配電盤等	上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等	
設置位置	配電盤等の種別														
不燃材料で造られた壁、柱、床及び天井（天井のない場合は屋根）で区画され、かつ、窓及び出入口に防火戸を設けた専用の室（以下「不燃専用室」という。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等														
屋外又は主要構造部を耐火構造とした建築物の屋上（隣接する建築物等から3m以上の距離を有する場合又は当該受電設備から3m未満の範囲の隣接する建築物等の部分が不燃材料で造られ、かつ、当該建築物等の開口部に防火戸その他防火設備が設けられている場合に限る。）	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等 一般形配電盤等														
不燃材料で区画された変電設備室、機械室（火災の発生のおそれのある設備又は機器が設置されているものを除く。）、ポンプ室その他これらに類する室	一種耐熱形配電盤等 二種耐熱形配電盤等														
耐火性能を有するパイプシャフト	一種耐熱形配電盤等														
上記以外の場所	一種耐熱形配電盤等														
構造・性能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。													
保有距離	目視により確認する。	<p>配電盤等は、次表に掲げる数値以上の保有距離を有して設置されていること。 (単位：m以上)</p> <table border="1" data-bbox="1104 1177 1939 1455"> <thead> <tr> <th data-bbox="1104 1177 1357 1321">保有距離を確保しなければならぬ部分の種別</th> <th data-bbox="1357 1177 1559 1321">操作面 (前面)</th> <th data-bbox="1559 1177 1760 1321">点検面</th> <th data-bbox="1760 1177 1939 1321">屋外・屋上で建築物等と相対する面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1104 1321 1357 1361">一種耐熱形配電盤等</td> <td data-bbox="1357 1321 1559 1361">1.0</td> <td data-bbox="1559 1321 1760 1361">0.6</td> <td data-bbox="1760 1321 1939 1361">1.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 1361 1357 1401">二種耐熱形配電盤等</td> <td data-bbox="1357 1361 1559 1401" rowspan="2">操作を行う面が相互に面する場合1.2</td> <td data-bbox="1559 1361 1760 1401" rowspan="2">点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。</td> <td data-bbox="1760 1361 1939 1401" rowspan="2">3.0</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1104 1401 1357 1455">一般形配電盤等</td> </tr> </tbody> </table>	保有距離を確保しなければならぬ部分の種別	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面	一種耐熱形配電盤等	1.0	0.6	1.0	二種耐熱形配電盤等	操作を行う面が相互に面する場合1.2	点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。	3.0	一般形配電盤等
保有距離を確保しなければならぬ部分の種別	操作面 (前面)	点検面	屋外・屋上で建築物等と相対する面												
一種耐熱形配電盤等	1.0	0.6	1.0												
二種耐熱形配電盤等	操作を行う面が相互に面する場合1.2	点検に支障とならない部分についてはこの限りでない。	3.0												
一般形配電盤等															

設置方法	分岐方法	目視により確認する。	供給方式及び供給電圧に応じ別図に示す方法により結線され、他の電気回路の開閉器又は遮断器によって遮断されないように施工されていること。	
	結線・接続			配線、機器等は、確実に、かつ、緩みなく接続されていること。
	表示			開閉器には、消防用設備等用である旨の表示があること。
	耐震措置			地震等により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。
	配電盤等の機器			1種配電盤等に収納する機器は1種耐熱形機器を、2種配電盤等に収納する機器は2種耐熱形機器を、それぞれ用いていること。一般形配電盤等に収納する機器は電気用品及び電気工作物に係る法令の規定に適合して設けられていること。
	配線			

イ 機能試験

試験項目	試験方法	合否の判定基準																	
接地抵抗試験	接地極等の接地工事について、接地抵抗計で接地抵抗値を測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、次表の数値であること。																	
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th rowspan="2">接地線の太さ</th> <th rowspan="2">接地抵抗値</th> </tr> <tr> <th>電圧の種別による機器</th> <th>接地工事の種類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。</td> <td>D種</td> <td>引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線</td> <td>100以下 (注)</td> </tr> <tr> <td>300Vを超えるもの。</td> <td>C種</td> <td></td> <td>10以下 (注)</td> </tr> </tbody> </table>			区 分		接地線の太さ	接地抵抗値	電圧の種別による機器	接地工事の種類	300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100以下 (注)	300Vを超えるもの。	C種		10以下 (注)	
区 分		接地線の太さ	接地抵抗値																
電圧の種別による機器	接地工事の種類																		
300V以下のもの。ただし、直流電路及び150V以下の交流電路に設けるもので乾燥した場所に設けるものを除く。	D種	引張り強さ0.39kN以上の金属線又は直径1.6mm以上の軟銅線	100以下 (注)																
300Vを超えるもの。	C種		10以下 (注)																
		(注) 低圧電路において、当該電路に地絡を生じた場合に0.5秒以内に自動的に電路を遮断する装置を施設するときは、500以下																	
絶縁抵抗試験	配電盤等の各充電部相互間並びに充電部と外箱間の絶縁抵抗値を絶縁抵抗計により測定する。 なお、この試験は、他の法令に基づく試験と兼ねて行うことができる。	測定値は、5M 以上であること。																	

備考 印の試験は、「配電盤及び分電盤の基準」(昭和56年消防庁告示第10号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が指定する指定認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものによっては、省略することができる。

